

# 千葉県報

号外  
令和7年12月23日

## 主 要 目 次

### 条 例

職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	四
千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二四
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例	二四
千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	二五
使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	二五
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	二六
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	二七
千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例	二九
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	三〇
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	三〇
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	三二
千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例	三二
職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三十九号)(人事課)	
改正の概要	
1 人事委員会勧告に基づく給料表の改定(第一条、第三条及び第五条関係)全給料表の給料月額を引き上げることとした。	
2 人事委員会勧告に基づく諸手当の改定(第一条から第六条まで関係)	
(一) 医師等の初任給調整手当について、支給限度額を引き上げることとした。	
(二) 普通自動車等又は原動機付自転車等を使用する職員に対する通勤手当の月額を	

## 条 例 の あ ら ま し

引き上げることとした。

(三) 期末手当及び勤勉手当について、次のとおり支給割合を改定することとした。

(1) 令和七年度に係る十二月期の支給割合の引き上げ

(2) 令和八年度以降に係る六月期及び十二月期の支給割合の配分の変更

(四) 宿日直手当について、支給限度額を引き上げることとした。

(五) 任期付研究員に係る期末手当及び特定任期付職員に係る期末手当等について、次のとおり支給割合を改定することとした。

(1) 令和七年度に係る十二月期の支給割合の引き上げ

(2) 令和八年度以降に係る六月期及び十二月期の支給割合の配分の変更

3 第一号会計年度任用職員の期末手当等の改定(第一条及び第二条関係)

(一) 令和七年度に係る十二月期の支給割合の引き上げ

(二) 令和八年度以降に係る六月期及び十二月期の支給割合の配分の変更

二 施行期日等

1 公布の日から施行することとした。ただし、一(2)(2)及び(5)(2)並びに3(2)については、令和八年四月一日から施行することとした。

2 一1並びに2(一)、(二)及び(四)については令和七年四月一日から、一2(三)(1)及び(五)(1)並びに3(一)については同年十二月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を設けることとした。

4 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

○ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(市町村課)

改正の概要

一 建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第六十号関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四十一号)(市町村課)

改正の概要

1 戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の記載事項の変更に関する事務等八事務を本人確認情報の利用に係る事務から削除することとした。(第一条関係)

2 地方自治法による住民監査請求に関する事務を、監査委員に本人確認情報を提供することができる事務から削除することとした。(第一条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第二条及び第三条関係)  
二 施行期日  
公布の日から施行することとした。

○ 千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(市町村課)

一 改正の概要  
公職選挙法の一部改正により、公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格が統一されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第一条及び第十一条から第十五条まで関係)

二 施行期日等  
1 令和八年一月一日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(政策法務課)

一 改正の概要

1 次の手数料を新設することとした。(別表第一及び別表第三関係)  
(一) 政治資金規正法に基づくもの  
収支報告書等の写しの交付手数料のうち、光ディスクによる交付の実施に係る手数料  
(二) 政党助成法に基づく報告書等の写しの交付手数料

2 政治資金規正法に基づく手数料のうち、請求(県外のもの)の請求に限る。に係る手数料を廃止することとした。(別表第一及び別表第三関係)

3 建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)  
二 施行期日等

1 令和八年一月一日から施行することとした。ただし、一3については、公布の日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(デジタル戦略課)

一 改正の概要

1 知事が行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護の決定及び実施等に関する事務等六事務を個人番号を利用することができる事務から削除することとした。

(別表第一関係)  
2 私立高等学校等奨学のための給付金に関する事務等二事務を知事が自ら保有する特定個人情報を利用することができる事務から削除することとした。(別表第二関係)

3 知事が行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護の決定及び実施等に関する事務において、生活保護関係情報を知事が自ら保有し、利用することができる特定個人情報から削除することとした。(別表第二関係)

二 施行期日等  
1 公布の日から施行することとした。  
2 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第四十五号)(子育て支援課)

一 改正の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等により、保育士の配置を求めていた基準について、認定地方公共団体の区域内においては地域限定保育士の配置により同基準を満たすこととされたこと等に伴い、関係する次の条例について所要の改正を行うこととした。

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 認定こども園の認定の要件を定める条例

3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

5 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

6 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日  
公布の日から施行することとした。

○ 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)(障害福祉事業課)

一 改正の概要

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴

い、所要の規定の整備を行うこととした。(第一条関係)

2 題名を「千葉県総合リハビリテーションセンター設置管理条例」に改めることとした。(第二条関係)

3 千葉県千葉リハビリテーションセンターの名称を千葉県総合リハビリテーションセンターに改めることとした。(第二条関係)

4 千葉県総合リハビリテーションセンターに就労支援センターを置き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労移行支援及び就労定着支援の業務を行わせることとした。(第二条関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)

二 施行期日等

1 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、一1については、公布の日から施行することとした。

2 使用料及び手数料条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十七号) (衛生指導課)

一 改正の概要

食品衛生法施行規則の一部改正により、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に係る施設基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第一関係)

二 施行期日

令和八年四月一日から施行することとした。

○ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四十八号) (教育総務課)

一 改正の概要

1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正(第一条関係)  
教職調整額の支給対象者を見直すとともに、支給割合を段階的に引き上げることとした。

2 職員の給与に関する条例の一部改正(第二条関係)

(一) 義務教育等教員特別手当の支給限度額を引き上げ、その額は、職務の級及び号給の別に応じ、校務類型に係る業務の困難性を考慮して定めることとした。  
(二) 教育職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級である職員に対する給料月額に加算額を引き上げるとともに、職務の級が5級である職員について新たに加算額を設けることとした。

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(第三条関係)

(一) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務等に係る教員特殊業務手当の額を引き上げることとした。

(二) 多学年学級担当手当を廃止することとした。  
(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正(第四条関係)  
教育職給料表(二)の適用を受けることとなる職員の号給の切替えに伴う経過措置の適用期間を令和七年十二月三十一日までの間とすることとした。

二 施行期日等

1 令和八年一月一日から施行することとした。ただし、一4については、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

3 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 職員の修学部分休業に関する条例
- (二) 職員の高齢者部分休業に関する条例
- (三) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十九号) (警察本部)

一 改正の概要

1 禁止されるつきまとい行為等に次に掲げる行為を加えることとした。(第十一条関係)

(一) 現に所在する場所の付近において、見張り等を行うこと。

(二) 住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(三) 拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送付し、又はブログ等の個人のページにコメント等を送ること。

(四) 相手方の所持する位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を取得すること。

(五) 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日

令和八年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例(条例第五十号) (企業局)

一 改正の概要

1 水道料金(基本料金及び従量料金)を改定することとした。

- 2 共用給水装置に係る規定について、所要の改正を行うこととした。
- 二 施行期日等
  - 1 令和八年四月一日から施行することとした。
  - 2 所要の経過措置を設けることとした。

条

例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の第三項第一号中「三十一万円」を「三十一万八千円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十一条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「六千六百円」を「七千五百円」に改め、同項ただし書中「七千四百円」を「七千七百円」に、「一万千円」を「一万千五百円」に改める。

第二十二條の五第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第二十二條の六第二項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一(第四条)

行政職給料表

職員の区分	給料月額									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			



備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400		
19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100		
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700		
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100		
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	465,800		
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500		
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200		
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600		
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100		
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700		
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300		
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900		
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600		
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100		
32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600		
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100		
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400		
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700		
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100		
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400		
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600		
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900		
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100		



別表第三(第四条)

教育職給料表

教育職給料表(一)

職員の区分	1 級		2 級		3 級		4 級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
134	372,000	372,000	394,000	394,000				
135	372,300	372,300	394,400	394,400				
136	372,600	372,600	394,800	394,800				
137	372,900	372,900	395,200	395,200				
138	373,200	373,200	395,600	395,600				
139	373,500	373,500	396,000	396,000				
140	373,800	373,800	396,400	396,400				
141	374,100	374,100	396,800	396,800				
142	374,400	374,400	397,200	397,200				
143	374,700	374,700	397,600	397,600				
144	375,000	375,000	398,000	398,000				
145	375,300	375,300	398,400	398,400				

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

職員の区分	1 級		2 級		3 級		4 級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
1	275,700	354,200	408,200	475,300				
2	277,900	355,800	409,800	484,100				
3	280,000	357,400	411,100	492,700				
4	281,900	358,900	412,300	501,100				
5	283,700	360,400	413,500	509,500				
6	285,200	362,000	414,500	517,500				
7	286,700	363,600	415,500	525,000				
8	288,200	365,100	416,400	532,200				
9	290,000	366,500	417,300	539,100				
10	291,900	368,500	418,300	545,000				
11	293,700	370,500	419,400	549,600				
12	295,600	372,400	420,500	553,000				
13	297,600	374,200	421,500	556,400				
14	299,600	375,800	422,600	559,500				
15	301,600	377,400	423,600	562,400				
16	303,600	378,800	424,600	564,900				
17	305,500	380,100	425,600	567,000				
18	308,000	381,600	426,700					
19	310,700	382,800	427,800					
20	313,300	384,100	428,900					
21	315,900	385,400	429,900					
22	318,300	386,600	431,000					
23	320,700	387,800	432,100					
24	322,900	388,900	433,200					
25	325,100	390,000	434,100					
26	327,100	391,300	435,200					
27	329,100	392,600	436,200					
28	331,100	393,900	437,200					
29	333,100	395,100	438,100					
30	335,000	396,400	439,200					
31	336,900	397,700	440,200					
32	338,800	398,900	441,300					
33	340,600	400,100	442,300					
34	342,500	401,300	443,500					
35	344,400	402,500	444,600					
36	346,300	403,600	445,800					
37	348,000	404,600	446,500					
38	349,200	405,800	447,400					
39	350,300	406,900	448,300					

40	351,300	407,900	449,100	87	370,200	437,700
41	351,800	409,000	449,900	88	370,800	437,900
42	352,200	410,200	450,800	89	371,300	438,100
43	352,600	411,300	451,600	90	371,700	438,400
44	352,900	412,400	452,300	91	372,000	438,700
45	353,400	413,300	453,000	92	372,400	438,900
46	353,900	414,300	453,900	93	372,800	439,100
47	354,400	415,300	454,800	94	373,200	
48	354,700	416,200	455,700	95	373,600	
49	355,000	417,400	456,600	96	374,000	
50	355,300	418,700	457,500	97	374,600	
51	355,600	420,100	458,500	98	375,100	
52	355,900	421,400	459,400	99	375,500	
53	356,300	422,200	460,400	100	376,000	
54	356,600	423,200	461,400	101	376,400	
55	357,000	424,200	462,300	102	376,900	
56	357,300	425,300	463,300	103	377,200	
57	357,600	426,200	464,200	104	377,500	
58	358,000	426,900	465,100	105	378,000	
59	358,300	427,700	466,000	106	378,400	
60	358,700	428,400	467,000	107	378,900	
61	359,000	429,100	467,800	108	379,400	
62	359,300	429,900	468,200	109	379,800	
63	359,700	430,700	468,800	110	380,300	
64	360,000	431,300	469,400	111	380,700	
65	360,300	431,900	470,000	112	381,100	
66	360,700	432,200	470,700	113	381,500	
67	361,000	432,500	471,000	114	381,900	
68	361,400	432,800	471,600	115	382,300	
69	361,800	433,100	472,000	116	382,700	
70	362,100	433,400	472,300	117	383,100	
71	362,500	433,600	472,600	118	383,500	
72	362,900	433,900	472,900	119	383,900	
73	363,200	434,100	473,200	120	384,300	
74	363,600	434,300		121	384,600	
75	364,000	434,600		122	385,000	
76	364,400	434,900		123	385,400	
77	364,700	435,100		124	385,700	
78	365,100	435,300		125	386,100	
79	365,500	435,600		126	386,600	
80	366,000	435,900		127	387,100	
81	366,500	436,100		128	387,500	
82	367,100	436,300		129	387,900	
83	367,800	436,600				
84	368,400	436,900				
85	369,000	437,100				
86	369,600	437,400				

定年前任用 短時間勤務職 務員	基 料 月 額	基 料 月 額	基 料 月 額	基 料 月 額
	準 額 円	準 額 円	準 額 円	準 額 円
	298,500	309,800	332,500	419,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の区分	職務の級 の号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前任用 短時間勤務職 務員及び 任期付職員 以外の職 員	1	216,000 円	234,600 円	332,500 円	361,900 円	448,100 円
	2	218,400	237,000	334,300	363,400	449,400
	3	220,700	239,400	336,100	364,900	450,600
	4	223,100	241,900	337,800	366,300	451,900
	5	225,300	244,300	339,400	367,700	453,000
	6	227,700	246,700	341,300	369,000	454,100
	7	229,900	249,100	343,200	370,300	455,300
	8	232,100	251,600	345,000	371,700	456,500
	9	234,300	254,000	346,800	373,100	457,800
	10	236,600	255,600	348,800	374,400	459,000
	11	238,800	257,200	350,600	375,700	460,100
	12	241,000	258,800	352,300	376,900	461,200
	13	243,300	260,400	354,000	378,100	462,400
	14	245,400	261,800	355,700	379,400	463,200
	15	247,500	263,200	357,200	380,600	464,000
	16	249,600	264,600	358,800	381,800	464,900
	17	251,700	266,000	360,400	382,800	465,800
	18	253,600	267,200	361,700	384,000	466,200
	19	255,300	268,400	362,900	385,200	466,700
	20	256,900	269,600	364,000	386,300	467,200
	21	258,600	270,900	365,300	387,300	467,700
	22	259,800	272,000	366,700	388,500	468,100
	23	261,100	273,100	368,100	389,700	468,600
	24	262,300	274,300	369,400	390,800	469,100
	25	263,500	275,600	370,600	391,800	469,600
	26	264,500	277,200	372,000	393,000	470,000
	27	265,600	278,900	373,300	394,100	470,500
	28	266,700	280,600	374,600	395,200	471,000
	29	267,900	282,300	375,800	396,300	471,500
	30	269,000	284,300	377,200	397,500	471,900
	31	270,100	286,500	378,500	398,700	472,400
	32	271,100	288,700	379,800	399,800	472,900
	33	272,200	290,900	381,100	400,800	473,400
	34	273,100	293,100	382,300	401,900	
	35	274,100	295,300	383,400	403,100	
	36	275,200	297,400	384,600	404,300	
	37	276,500	299,400	385,800	405,500	
	38	277,400	301,300	387,000	406,800	
	39	278,400	303,200	388,200	407,900	
	40	279,500	305,000	389,300	409,100	
	41	280,800	306,700	390,400	410,200	
	42	282,000	308,600	391,600	411,500	



別表第四(第四条)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	1級	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
2	2級	197,300	251,100	340,900	389,500	470,300
3	3級	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
4	4級	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
5	5級	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
6	6級	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
7	7級	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
8	8級	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
9	9級	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
10	10級	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
11	11級	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
12	12級	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
13	13級	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
14	14級	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
15	15級	221,000	277,600	362,400	408,200	
16	16級	222,800	279,800	363,300	409,700	
17	17級	224,500	281,900	364,400	411,200	
18	18級	226,300	284,200	365,600	412,800	
19	19級	228,100	286,500	366,800	414,400	
20	20級	229,900	288,900	368,000	416,100	
21	21級	231,700	291,200	369,200	417,300	
22	22級	233,500	293,300	370,300	418,700	
23	23級	235,200	295,400	371,300	420,100	
24	24級	236,900	297,400	372,300	421,400	
25	25級	238,600	299,400	373,400	422,700	
26	26級	240,700	301,300	374,400	424,000	
27	27級	242,600	303,200	375,300	425,500	
28	28級	244,500	305,100	376,300	427,000	
29	29級	246,400	307,000	377,200	428,200	
30	30級	247,500	308,500	378,000	429,400	
31	31級	248,600	310,000	378,800	431,000	
32	32級	249,700	311,500	379,600	432,500	
33	33級	251,100	313,000	380,300	433,800	
34	34級	252,400	314,500	381,000	435,200	
35	35級	253,800	316,000	381,800	436,600	
36	36級	255,200	317,400	382,600	438,000	
37	37級	256,600	318,800	383,300	439,400	
38	38級	258,100	319,700	384,000	440,800	
39	39級	259,600	320,600	384,800	442,200	
40	40級	261,200	321,400	385,600	443,600	

135	329,400	416,000			
136	329,700	416,300			
137	329,900	416,600			
138	330,100	416,900			
139	330,400	417,200			
140	330,700	417,500			
141	330,900	417,800			
142	331,100	418,100			
143	331,400	418,400			
144	331,700	418,700			
145	331,900	418,900			
146	332,100	419,200			
147	332,400	419,500			
148	332,700	419,700			
149	332,900	419,900			
150	333,100	420,200			
151	333,400	420,500			
152	333,700	420,700			
153	333,900	420,900			
154	334,100	421,200			
155	334,400	421,500			
156	334,700	421,700			
157	334,900	421,900			
158	335,100	422,200			
159	335,400	422,500			
160	335,700	422,700			
161	335,900	422,900			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	円	円	円	円
	給料月額	240,800	289,100	314,300	341,600
任期付職員	給料月額	円	円	円	円
	給料月額	247,500	266,000	332,500	344,900
任用職員	給料月額	円	円	円	円
	給料月額	247,500	266,000	332,500	344,900
定期再任用短時間勤務職員	基準給料月額	円	円	円	円
	給料月額	240,800	289,100	314,300	341,600
任期付職員	給料月額	円	円	円	円
	給料月額	247,500	266,000	332,500	344,900

備考  
 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

41	262,600	322,100	386,400	444,700					
42	263,900	322,600	387,600	446,000					
43	265,300	323,100	388,800	447,400					
44	266,700	323,500	390,000	448,700					
45	268,200	323,900	390,700	449,500					
46	269,500	324,400	391,700	450,300					
47	270,700	324,900	392,500	451,200					
48	271,900	325,300	393,200	452,100					
49	273,100	325,700	393,900	452,900					
50	274,200	326,100	394,600	453,700					
51	275,300	326,400	395,200	454,300					
52	276,400	326,900	395,800	455,100					
53	277,400	327,300	396,400	455,500					
54	278,500	327,700	397,100	456,100					
55	279,500	328,100	397,900	456,600					
56	280,500	328,400	398,700	457,100					
57	281,500	328,800	399,300	457,600					
58	282,200	329,100	400,100	458,200					
59	282,700	329,500	400,800	458,700					
60	283,300	329,800	401,500	459,200					
61	283,900	330,200	402,100	459,700					
62	284,500	330,700	402,800	460,300					
63	285,100	331,300	403,400	460,800					
64	285,600	331,800	404,100	461,300					
65	286,200	332,200	404,800	461,800					
66	286,700	332,800	405,400						
67	287,300	333,300	406,000						
68	287,800	333,900	406,700						
69	288,400	334,400	407,400						
70	289,100	334,900	407,900						
71	289,700	335,400	408,500						
72	290,300	336,000	409,100						
73	290,900	336,500	409,600						
74	291,500	337,200	410,200						
75	292,100	337,900	410,800						
76	292,800	338,600	411,300						
77	293,400	339,200	411,800						
78	294,100	339,800	412,300						
79	294,800	340,500	412,800						
80	295,300	341,200	413,500						
81	295,900	341,900	413,900						
82	296,500	342,600							
83	297,200	343,200							
84	297,800	343,800							
85	298,300	344,300							
86	298,900	344,800							

  

備考	この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。	定年前再任用	定年前再任用	定年前再任用	定年前再任用	定年前再任用
		間勤	間勤	間勤	間勤	間勤
87		299,600	345,200			
88		300,200	345,600			
89		300,700	345,900			
90		301,300	346,400			
91		302,000	346,700			
92		302,600	347,100			
93		303,200	347,400			
94		303,800	347,700			
95		304,400	348,100			
96		305,000	348,500			
97		305,300	349,000			
98		305,800	349,500			
99		306,400	350,000			
100		306,900	350,500			
101		307,300	351,000			
102		307,700	351,500			
103		308,000	351,900			
104		308,400	352,400			
105		308,800	352,800			
106		309,200	353,200			
107		309,600	353,700			
108		309,900	354,100			
109		310,100	354,600			
110		310,500				
111		310,800				
112		311,000				
113		311,300				
114		311,600				
115		311,900				
116		312,200				
117		312,400				
118		312,700				
119		312,900				
120		313,200				
121		313,500				

別表第五(第四条)

医療職給料表

医療職給料表(一)		医療職給料表			
職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
				406,700	
				408,200	
				408,900	
				409,500	
				410,100	
				410,900	
				411,500	
				412,100	
				412,600	
				413,100	
				413,500	
				414,000	
				414,400	
				414,800	
				415,100	
				415,400	
				415,800	
				416,100	
				416,500	
				416,800	
				417,200	
				417,600	
				417,900	
				418,200	
				418,500	
				418,800	
				419,400	
				494,400	
				495,000	
				495,700	
				496,400	
				496,800	
				497,400	
				498,000	
				498,500	
				499,000	
				499,500	
				500,000	
				500,500	
				500,900	
				501,400	
				501,800	
				502,200	
				502,700	
				503,300	
				503,800	
				504,200	
				504,700	
				505,300	
				505,900	
				506,400	
				506,900	
				535,300	
				536,300	
				537,100	
				537,900	
				538,700	
				539,600	
				540,400	
				541,200	
				541,900	
				542,700	
				543,500	
				544,200	
				545,100	
				546,000	
				546,800	
				547,700	
				548,600	
				549,400	
				550,200	
				551,000	
				551,700	
				552,500	
				553,400	
				554,300	
				555,200	
				556,000	
				556,900	
				557,800	
				558,700	
				559,500	
				560,400	
				561,300	
				562,200	
				563,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 料 月 額	基 料 月 額	基 料 月 額	基 料 月 額
	312,900 円	356,500 円	412,800 円	488,500 円
任期 付職 員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	328,300 円	387,800 円	425,200 円	523,200 円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の 区分	職務 の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
	給	号	給料月額 円															
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	給	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200								
	2	給	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600								
	3	給	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900								
	4	給	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200								
	5	給	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500								
	6	給	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900								
	7	給	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300								
	8	給	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500								
	9	給	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900								
	10	給	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200								
	11	給	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600								
	12	給	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000								
	13	給	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400								
	14	給	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500								
	15	給	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600								
	16	給	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800								
	17	給	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900								
	18	給	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800								
	19	給	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700								
	20	給	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600								
	21	給	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600								
	22	給	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200									
	23	給	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600									
	24	給	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300									
	25	給	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800									
	26	給	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200									
	27	給	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600									
	28	給	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000									
	29	給	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400									
	30	給	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800									
	31	給	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100									
	32	給	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400									
	33	給	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700									
	34	給	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000									
	35	給	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300									
	36	給	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600									
	37	給	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900									
	38	給	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800										
	39	給	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100										
	40	給	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400										
	41	給	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700										
	42	給	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000										



医療職給料表(三)		給料月額						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前任用短時間勤務職員及び任期職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	479,200
43	276,500	277,100	292,600	318,400	340,800	440,900	480,000	
44	277,100	277,100	293,100	319,300	341,800	442,000	480,000	
45	277,900	278,600	293,600	320,100	342,700	443,000	483,000	
46	278,600	279,300	294,000	321,100	343,600	444,000	483,000	
47	279,300	279,900	294,500	322,100	344,600	445,000	484,000	
48	279,900	280,400	295,000	323,000	345,600	446,000	484,000	
49	280,400	280,900	295,400	323,900	346,800	448,000	485,000	
50	281,300	281,300	295,800	324,800	348,100	449,500	485,000	
51	281,700	281,700	296,300	325,700	349,300	451,000	486,000	
52	282,000	282,000	296,800	326,600	350,500	452,000	486,000	
53	282,200	282,200	297,200	327,500	351,700	453,000	486,000	
54	282,500	282,500	297,600	328,400	352,900	454,000	487,000	
55	282,900	282,900	298,100	329,300	354,100	455,000	487,000	
56	283,300	283,300	298,500	330,200	355,300	456,000	487,000	
57	283,700	283,700	299,000	331,100	356,500	457,000	488,000	
58	284,100	284,100	299,400	332,000	357,700	458,000	488,000	
59	284,400	284,400	299,800	333,000	358,900	459,000	489,000	
60	284,700	284,700	300,100	334,100	359,200	460,000	489,000	
61	285,100	285,100	301,800	335,000	360,300	461,000	490,000	
62	285,500	285,500	302,700	336,100	361,500	462,000	491,000	
63	285,900	285,900	303,600	337,300	362,700	463,000	491,000	
64	286,200	286,200	304,300	338,500	363,700	464,000	492,000	
65	286,500	286,500	305,000	339,200	364,700	465,000	492,000	
66	286,900	286,900	305,900	340,300	365,700	466,000	493,000	
67	287,300	287,300	306,700	341,400	366,800	467,000	493,000	
68	287,600	287,600	307,500	342,300	367,900	468,000	494,000	
69	288,000	288,000	308,200	343,400	368,700	469,000	494,000	
70	288,500	288,500	309,100	344,100	369,800	470,000	495,000	
71	288,900	288,900	310,000	345,200	370,900	471,000	495,000	
72	289,200	289,200	310,800	346,300	371,900	472,000	496,000	
73	289,600	289,600	311,700	347,400	372,600	473,000	496,000	
74	290,100	290,100	312,500	348,600	373,400	474,000	497,000	
75	290,600	290,600	313,400	349,700	374,200	475,000	497,000	
76	291,100	291,100	314,300	350,800	374,900	476,000	498,000	
77	291,600	291,600	315,100	351,900	375,500	477,000	498,000	
78	292,100	292,100	316,000	353,000	376,000	478,000	499,000	
79	292,700	292,700	317,000	354,000	376,500	479,000	499,000	
80	293,100	293,100	317,900	355,100	377,000	480,000	499,000	
81	293,600	293,600	318,400	356,000	377,600	481,000	500,000	
82	294,000	294,000	319,200	357,000	378,100	482,000	500,000	
83	294,500	294,500	320,100	357,900	378,600	483,000	500,000	
84	295,000	295,000	320,900	358,900	379,100	484,000	500,000	
85	295,400	295,400	321,700	359,800	379,500	485,000	500,000	
86	295,800	295,800	322,600	360,600	379,900	486,000	500,000	
87	296,300	296,300	323,600	361,400	380,500	487,000	500,000	
88	296,800	296,800	324,600	362,200	381,000	488,000	500,000	



別表第六(第四条)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	給料月額										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	62	301,900	335,900	386,300	440,600	
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	63	302,200	336,200	386,600	441,100	
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	64	302,400	336,400	386,900	441,600	
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	65	302,600	336,600	387,100	442,100	
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	66	302,800	336,900	387,300	442,700	
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	67	303,000	337,200	387,600	443,200	
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	68	303,300	337,400	387,900	443,800	
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	69	303,600	337,600	388,200	444,300	
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	70			388,400	444,800	
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	71			388,700	445,400	
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	72			389,000	446,000	
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	73			389,300	446,300	
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	74			389,700	446,900	
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	75			390,100	447,500	
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	76			390,500	448,000	
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	77			390,900	448,400	
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	78			391,300	448,900	
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	79			391,800	449,600	
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	80			392,300	450,300	
						81			392,700	450,500		
						82			393,100			
						83			393,500			
						84			393,900			
						85			394,400			
						86			394,900			
						87			395,400			

別表第七(第四条)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100	
14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400	
15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700	
16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900	
17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100	
18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400	
19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700	
20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900	
21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100	
22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900	
23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700	
24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500	
25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100	
26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700	
27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300	
28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900	
29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600	
30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400	
31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800	
32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500	
33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000	
34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400	
35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800	
36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200	
37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600	
38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	461,000	
39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,400	
40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,800	

88	395,900	397,800	398,100	398,600	399,000	399,600	97
89	396,200	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
90	396,600	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
91	396,900	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
92	397,300	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
93	397,800	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
94	398,100	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
95	398,600	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
96	399,000	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200
97	399,600	397,800	398,100	398,600	399,000	297,900	246,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第九(第十一条第二項第二号)

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	
	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4km未満	円 2,000	円 2,000
4km以上6km未満	4,240	4,240
6km以上8km未満	5,270	5,110
8km以上10km未満	6,300	5,980
10km以上12km未満	7,340	6,840
12km以上14km未満	8,650	8,150
14km以上16km未満	9,980	9,460
16km以上18km未満	11,310	10,770
18km以上20km未満	12,640	12,080
20km以上22km未満	13,960	13,390
22km以上24km未満	15,240	14,660
24km以上26km未満	16,510	15,930
26km以上28km未満	17,780	17,200
28km以上30km未満	19,050	18,470
30km以上32km未満	20,320	19,730
32km以上34km未満	21,520	20,840
34km以上36km未満	22,720	21,950
36km以上38km未満	23,910	23,060
38km以上40km未満	25,100	24,170
40km以上42km未満	26,290	25,280
42km以上44km未満	27,480	25,280
44km以上46km未満	28,670	25,280
46km以上48km未満	29,860	25,280
48km以上50km未満	31,050	25,280
50km以上52km未満	32,230	25,280
52km以上54km未満	33,540	25,280
54km以上56km未満	34,850	25,280
56km以上58km未満	36,160	25,280
58km以上60km未満	37,460	25,280
60km以上62km未満	38,760	25,280
62km以上64km未満	40,530	25,280
64km以上66km未満	42,300	25,280
66km以上68km未満	44,070	25,280
68km以上70km未満	45,840	25,280
70km以上72km未満	47,610	25,280
72km以上74km未満	49,000	25,280
74km以上76km未満	50,390	25,280
76km以上78km未満	51,780	25,280
78km以上80km未満	53,160	25,280
80km以上82km未満	54,540	25,280
82km以上84km未満	55,790	25,280

134	291,100					
135	291,500					
136	291,800					
137	292,000					
138	292,300					
139	292,600					
140	292,900					
141	293,100					
142	293,300					
143	293,500					
144	293,700					
145	294,100					
146	294,300					
147	294,600					
148	294,900					
149	295,200					
150	295,400					
151	295,700					
152	295,900					
153	296,200					
定年前任用 短時間勤務職員	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800
任期付職員	233,500	260,200	290,000	310,700	341,800	383,400

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第九を次のように改める。

84km以上86km未満	57,040	25,280
86km以上88km未満	58,290	25,280
88km以上90km未満	59,540	25,280
90km以上92km未満	60,790	25,280
92km以上94km未満	62,080	25,280
94km以上96km未満	63,360	25,280
96km以上98km未満	64,640	25,280
98km以上100km未満	65,920	25,280
100km以上	67,200	25,280

**第二条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十二條の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第二十二條の六第二項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

**第三条** 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

**第四条** 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

**第五条** 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十・五」を「百分の九十」に改める。

**第六条** 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

**附則**

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第九項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第

一項第一号、第二十一条第一項、別表第一から別表第七まで及び別表第九の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第八条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定(給与条例第八条の三第一項第一号、第二十一条第一項、別表第一から別表第七まで及び別表第九の改正規定を除く。))による改正後の給与条例(附則第五項及び第六項において「改正後の条例」という。))の規定、第三条の規定(任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。))による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。))による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(令和七年四月一日前の異動者の号給の調整)

3 令和七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和七年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当等の額の特例)

5 給与条例第二十二条の五第一項に規定する第一号会計年度任用職員(この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。))に対する令和七年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第二十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百二十五」とする。

6 給与条例第二十二条の六第一項に規定する第一号会計年度任用職員(この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。))に対する令和七年十二月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の条例第二十二条の六第二項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは、「百分の百五」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

9 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第四十号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第六十号上欄ヲ中「第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を「第三百三十七条の十二第十一項及び第十二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第四十一号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号を次のように改める。

八 削除

別表第一中第十五号を削り、第十五号の二を第十五号とし、第十六号を次のように改める。

十六 削除

別表第一第三十六号から第三十八号までを次のように改める。

三十六から三十八まで 削除

別表第一第四十号を次のように改める。

四十 削除

別表第一第四十四号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同表第四十八号を削る。

別表第二監査委員の項を削る。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

第二条 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

(千葉県個人情報保護審議会条例の一部改正)

第三条 千葉県個人情報保護審議会条例(令和四年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十二号

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例(平成五年千葉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(千葉県知事の選挙の場合に限る。)&及び同項第五号」を「第四百三十三条第一項第五号」に、「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

第十一条から第十三条までの規定中「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

第十四条中「ポスターを」を「選挙運動用ポスターを」に、「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

第十五条中「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十三号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)に基づくものの項少額領収書等の写しの開示手数料の目第十九条の十六第一項の規定による開示(写しの交付による開示に限る。)の請求(県外のもの請求に限る。)に係るものの節を削り、同項収支報告書の写しの交付手数料の目を次のように改める。

収支報告書等の写しの交付手数料	第二十条の二	政令第十八条において準用する第十二条第一号	用紙一枚につき	十円
	第二項の規定による	に掲げる方法によるもの		
	写しの交付の実施に係るもの	政令第十八条において準用する第十二条第二号に掲げる方法によるもの	光ディスク一枚につき	百円に収支報告書の写し一枚ごとに十円を加えた額
		政令第十八条において準用する第十二条第三号	光ディスク一枚につき	百二十円に収支報告書の写し一枚につき

に掲げる方法によるもの	枚ごとに十円を加えた額
-------------	-------------

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に基づき、同項の次に次のように加える。

政党助成法（平成六年法律第五号）に基づくもの	報告書等の写しの交付手数料	第三十条第二項の五項の規定による写しの交付の実施に係るもの	政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号。以下この項において「政令」という。）第七号第一号に掲げる方法によるもの	政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号。以下この項において「政令」という。）第七号第一号に掲げる方法によるもの	光ディスク一枚につき	用紙一枚につき	十円
			政令第七号第二号に掲げる方法によるもの	政令第七号第三号に掲げる方法によるもの	光ディスク一枚につき		百円に報告書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

別表第一建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づき、同項の次に次のように加える。

「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に、「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第十二項」に改める。

別表第三収支報告書等の写しの交付手数料（写しの交付の実施に係るものに限る。）の項中「（写しの交付の実施に係るものに限る。）」を削り、同項の次に次のように加える。

報告書等の写しの交付手数料	交付の時の
---------------	-------

**附則**

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表第一建築基準法施行令

（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づき、同項の改正規定は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

2 改正後の使用料及び手数料条例別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に基づくものの項の規定は、この条例の施行の日以後にされる少額領収書等の写しの開示請求に係る手数料について適用し、同日前にされた少額領収書等の写しの開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する法律をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

**千葉県条例第四十四号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第三条第四項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第四条中「後期課程に限る」の下に「。以下同じ」を加える。

別表第一第一号及び第二号を削り、同表第三号中「（後期課程に限る。）」を削り、同表第四号とし、同表第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを削る。

別表第二第一号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第九十四号）」を、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「（平成二十二年法律第十八号）」を加え、「私立高等学校等奨学のための給付金」を「私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等）をいう。以下同じ。」（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）」に改め、「私立高等学校等学び直し支援金」の下に「（私立の高等学校等に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学者のうち、知事が別に定めるところ

により適当と認められた者に対して支給する支援金をいう。)をいう。以下同じ。)を加え、同表第二号を次のように改める。

二 知事	生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護事務」という。)であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等及び直し支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
------	---	--

別表第二第三号及び第四号を削り、同表第五号中「生活保護関係情報の」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))の」に、「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。))」に改め、同号を同表第三号とする。

別表第三第一号中「国公立高等学校等奨学のための給付金」を「国立又は公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。))又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生の保護者等に対して支給する奨学のための給付金(以下「国公立高等学校等奨学のための給付金」という。))」に改め、「公立高等学校及び直し支援金」の下に「(公立の高等学校又は中等教育学校在学する生徒に対して支給する及び直し支援金(高等学校等を退学した後に公立の高等学校又は中等教育学校に入学した者のうち、教育委員会が別に定めるところにより適当と認められた者に対して支給する支援金をいう。))をいう。以下同じ。))」を加え、「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」を「公立の高等学校等専攻科に在学する生徒に対して支給する修学のための支援金(以下「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」という。))」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二号中「から第五号まで」を「及び第二号」に改める。  
第三条第二号中「別表第一第六号から第九号まで」を「別表第一第三号」に改める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第四十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十六条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診断(以下「健康診断等」という。))が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))に対する健康診断	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
------------------------------	--------------------------------------

第二十六条中「乳児又は幼児(以下「」及び「」という。))」を削る。

第二十八条第六項中「、保育士(」の下に「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。))附則第十二条の規定による改正前の」を加え、「特区法」という。第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内」を「施行日前国家戦略特別区域法」という。第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。))内」に改め、「あつては、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を、「係る」の下に「改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する」を加え、「同条第二項に規定する」を「以下「」に、「をいう。以下同じ」を「」という」に改める。

第三十九条第二号、第四十七条第一項、第五十四条第二項第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項、第七十七条第一項、第八十二条第一項、第九十二条第一項及び第一百三十一条第一号中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「あつては、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第二条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年千葉県条例第六十四号)の

一部を次のように改正する。

別表職員資格の項基準の欄第一号中「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）」を「児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある場合にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

第六条第一項第一号中「又は保育士（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内」を「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内」に改め、「は、保育士」の下に、「当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を、「係る」の下に「改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する」を加え、「同条第二項に規定する」を「以下」に、「をいう。以下同じ」を「という」に改める。

第七條第一項第二号中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「、保育士」の下に、「当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

第三十四條第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（以下「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の
----------------	------------------------------------

第五十六條第一項第一号、第七十三條第一項第一号、第七十九條第一項第一号及び第八十一條の三第二項中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「、保育士」の下に、「当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

第五條第一項第三号中「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ）を「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（第五十三條第一項第二号において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（第五十三條第一項第二号において「事業実施区域」という。）内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（同号において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（同号において「国家戦略特別区域限定保育士」という。）に改める。

第六條第三項第三号中「幼児（以下「第二十九條第二項の表及び」を加える。第二十九條第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（以下「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第四十三條第一項中「第三十三條の十各号」を「第三十三條の十第一項各号」に改める。第五十三條第一項第二号中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「、保育士」の下に、「当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

健康診断

診断

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第五条** 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(虐待等の禁止)

**第四条の二** 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

**第六条** 第三項の表の備考第一号中「第十八条の十八第一項(一)」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録(同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。))附則第十二条の規定による改正前の(一)」、「第十二条の五第五項」を「第十二条の五第三項」に、「事業実施区域内」を「事業実施区域であった区域内」に、「同条第八項において準用する場合を含む。」の登録(一)を「児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。」に改める。

**第十四条** 第一項中「から第十三条まで」を「、第十三条」に改め、同項の表第十二条の項を削る。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第六条** 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

**第十四条** 中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

**第十九条** 第一項中「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。))附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。))第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある一時保護施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

**千葉県条例第四十六号**

**千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例**

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

**第一条** 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

**第二条** 第六号中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

**第六条** 第一項の表更生園の項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

**第二条** 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**千葉県総合リハビリテーションセンター設置管理条例**

**第一条** 中「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を「千葉県総合リハビリテーションセンター」に改める。

**第二条** 中「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を「千葉県総合リハビリテーションセンター」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

**六** 法第五条第十四項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を提供するサービス事業所

**第三条** 第五号中「短期入所」の下に「、就労移行支援」を加える。

**第五条** の三第一項中「児童発達支援センター」の下に「、就労支援センター」を加え、同条第三項中「、第五号及び第六号」を「及び第五号」に改め、同条第四項中「、第二号、第四号及び第七号」を「及び第四号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

**5** 就労支援センターは、第二条第六号及び第七号に掲げる施設とする。

**第六条** 第一項の表更生園の項中「(法第五条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。)」を削り、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

**4** 就労支援センターの就労移行支援を利用することができる者は、法第十九条第一項の規定により訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給の決定(就労移行支援に係るものに限る。)を受けた障害者とする。

**5** 就労支援センターの就労移行支援の利用に係る定員は、二十名とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)に基づくものの項中「千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例」を「千葉県総合リハビリテーションセンター設置管理条例」に改める。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一令第三十五条各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる営業共通の項基準の欄第五号口中「含む」の下に「。ただし、従事者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。)」により調理された食品を販売する営業を除く」を加え、同号ハ中「場合」の下に「(従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。以下同じ。)」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トに掲げる基準を適用しない。

別表第一令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項を次のように改める。

令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- 一 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、約四十リットルの廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- ロ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、約八十リットルの廃

水を保管することができる貯水設備を有すること。

- ハ 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、約二百リットルの廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

二 従事者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

- イ 施設(全自動調理機を含む。ロ及びへにおいて同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- ロ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- ハ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- ニ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- ホ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- へ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十八号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年千葉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中「ある者」の下に「(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。))を除く。」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の一項を加える。

(令和十二年十二月三十一日までの間における教職調整額の特例)

12 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第二項中「八千円」を「八千六百円」に、「応じて」を「応じ、学級を担当する業務その他の人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第三ロ 教育職給料表(二)の備考2中「7,500円」を「11,500円」に改め、同表ロ 教育職給料表(二)の備考に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十三条第二項第二号中「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 教育夜間手当の目手当の額の欄」を「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(五) 教育夜間手当の目手当の額の欄」に改め、同項第三号中「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」を「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」に改める。

附則第十一項中「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」を「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」に改める。

別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(一) 教員特殊業務手当の目中「七、五〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同項(三) 多学年学級担当手当の目

を削り、同項(四) 教育業務連絡指導手当の目中「(四)」を「(三)」に改め、同項(五) 航海実習指導手当の目中「(五)」を「(四)」に、「第十一条の二第六項第一号」を「第十一条の二第五項第一号」に改め、同項(六) 教育夜間手当の目中「(六)」を「(五)」に、「第十一条の二第七項第一号」を「第十一条の二第六項第一号」に、「第十一条の二第七項第二号」を「第十一条の二第六項第二号」に改め、同項(七) 夜間学級担当手当の目中「(七)」を「(六)」に、「第十一条の二第八項第一号」を「第十一条の二第七項第一号」に、「第十一条の二第八項第二号」を「第十一条の二第七項第二号」に、「第十一条の二第八項第三号」を「第十一条の二第七項第三号」に、「第十一条の二第八項第四号」を「第十一条の二第七項第四号」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十四年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項中「当分の間」を「令和七年十二月三十一日までの間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に基づく教職調整額並びに職員の給与に関する条例に基づく時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第一条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「義務教育等教員特別手当」の下に「(学級を担当する業務その他の千葉県人事委員会規則で定める校務類型を分掌する教育職員に係るもの)にあつては、千葉県人事委員会規則で定める額を除く。」を加える。

一 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第二号) 第三条

二 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第三号) 第三条  
(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四項中「第七条の規定による改正後の」を削り、「第十一条の二第八項及び別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目」を「第十一条の二第七項及び別表第二十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目」に改める。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第四十九号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十九年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「千葉県公安委員会規則」の下に「(以下「公安委員会規則」という。)」を加える。

第十一条中「みだりに」を「正当な理由がないのに」に改め、「つきまとい等」の下に「及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を加え、同条第一号中「その他その下に」に「現に所在する場所若しくは」を加え、「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「、電話をかけ」の下に「、文書を送付し」を加え、「その他の相互に連絡する機能を有する電気通信を送信する」を「の送信等をする」に改め、同条第八号中「又は」を削り、「図画」の下に「、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に係る記録媒体」を、「送付し」の下に「、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」を加え、同条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)(次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。))の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十三条の二第一項第三号及び第二項第三号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第五十号

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例

千葉県水道事業給水条例(昭和三十六年千葉県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「私設消火栓」を「私設消火栓」に改め、同号を同条第二号とする。

第十六条第一項中「、共用給水装置を共用する者」を削る。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「かかわらず、共用給水装置を共用する者又は」を「かかわらず、」に、「それぞれ当該共用給水装置を共用する者又は当該専用給水装置の共同使用者」を「当該共同使用者」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第四項及び第五項中「三百八十円」を「四百七十円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二十四条)

給水装置	用途	料 金	
専用給水装置	一般用(次の目に掲げる用途以外の用途をいう。)	基本料金	従量料金
		口径十三ミリメートル 四百七十円	使用水量一立方メートルから十立方メートルまでの一立方メートルについて 六十七円
		口径二十ミリメートル 千三百円	使用水量十立方メートルを超え二十立方メートルまでの一立方メートルについて 百七十五円
		口径二十五ミリメートル 千九百七十円	使用水量二十立方メートルを超え五十立方メートルまでの一立方メートルについて 三百八十円
		口径四十ミリメートル 七千八百六十六円	使用水量五十立方メートルを超え百立方メートルまでの一立方メートルについて 四百七十五円
		口径五十ミリメートル 一万七千八百三十七円	使用水量百立方メートルを超え二百立方メートルまでの一立方メートルについて 六百八十五円
		口径七十五ミリメートル 四万一千円	使用水量二百立方メートルを超え三百立方メートルまでの一立方メートルについて 九百九十三円
		口径百ミリメートル 七万九千五百三十三円	使用水量三百立方メートルを超え四百立方メートルまでの一立方メートルについて 一千四百七十五円
		口径二百ミリメートル 四十四万五千九百三十二円	使用水量五百立方メートルを超え七百立方メートルまでの一立方メートルについて 二千四百七十五円
		口径二百五十ミリメートル 七十九万四千七百円	使用水量七百立方メートルを超え一千立方メートルまでの一立方メートルについて 三千四百七十五円
		口径三百ミリメートル 百二十七万二千四百四十五円	使用水量一千立方メートルを超え一千五百立方メートルまでの一立方メートルについて 四千四百七十五円
		口径三百五十ミリメートル以上 局長が定める額	使用水量一千五百立方メートルを超え二千立方メートルまでの一立方メートルについて 五千四百七十五円
		(共同使用(会社、	(共同使用の場合にあつては、各世帯の使用水量は等量とみなし、その使用水量に一立方メートル未満の端数を

<p>備考 口径とは、使用する給水管の口径をいう。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>(適用)</p> <p>2 改正後の千葉県水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金から適用する。</p>	<p>物価統制令(昭和二十一年勅令第一百八号)第四条の規定により入浴料金の価格の統制額の指定を受ける公衆浴場用</p>	<p>工場等及びこれらの職員住宅又は飯場等を除く。以下同じ。)の場合にあつては、一世帯について四百七十円)</p>	<p>生じたときは、この端数をいづれかの世帯の使用水量に加えるものとする。)</p> <p>使用水量一立方メートルについて 六十七円</p>
--	---	---	--

購読料

本号

一部

一〇二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八